

【介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税)】

令和3年4月改正

1単位=10.42円 6級地
みまもり訪問看護 みかん

<要支援>

サービス内容	サービス提供時間	単 位	基本料金	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
予防訪問看護Ⅰ-1・ 時間内	1回につき20分未満	302	3147	315	630	944
予防訪問看護Ⅰ-2・ 時間内	1回につき30分未満	450	4689	469	938	1407
予防訪問看護Ⅰ-3・ 時間内	1回につき30分以上 1時間未満	792	8253	826	1651	2476
予防訪問看護Ⅰ-4・ 時間内	1回につき1時間以上 1時間30分未満	1,087	11327	1133	2266	3398
初回加算	新規に訪問看護を提供した場合	300	3126	313	626	938
退院時共同指導加算	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	600	6252	626	1251	1876
特別管理加算Ⅰ (1ヶ月につき1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	500	5210	521	1042	1563
特別管理加算Ⅱ (1ヶ月につき1回)	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること	250	2605	261	521	782
緊急時訪問看護加算Ⅰ	1ヶ月につき1回算定	574	5981	599	1197	1795
複数名訪問看護加算Ⅰ (30分未満)	1回につき複数名の看護師等が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	254	2647	265	530	794
複数名訪問看護加算Ⅰ (30分以上)	1回につき複数名の看護師等が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	402	4189	419	838	1257
複数名訪問看護加算Ⅱ (30分未満)	1回につき看護師と看護補助者が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	201	2094	210	419	629
複数名訪問看護加算Ⅱ (30分以上)	1回につき看護師と看護補助者が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	317	3303	331	661	991
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	300	3126	313	626	938

【利用者利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切捨て)

〇〇円-(〇〇円×(0.9 0.8 0.7))(1円未満切り捨て)=△△円(利用者負担額)

※負担割合は1割負担の場合:0.9、 2割負担の場合:0.8、 3割負担の場合:0.7

※准看護師による看護料金は、上記料金と多少異なります。詳しくはお問合せ下さい。

※「緊急時訪問看護加算Ⅰ」「特別管理加算Ⅰ・Ⅱ」は区分支給限度基準額に含まれないサービスとなります。

保険適応外のサービス実施のご利用料 (税抜き)

1 エンゼルケア 20,000円

2 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は公共交通機関を利用した場合はその実費を徴収する

自動車の場合は通常の実施地域を超えたところから片道1キロ当たり10円とする

<要介護>

サービス内容	サービス提供時間	単 位	基本料金	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
訪問看護Ⅰ-1・時間内	1回につき20分未満	313	3261	327	653	979
訪問看護Ⅰ-2・時間内	1回につき30分未満	470	4897	490	980	1470
訪問看護Ⅰ-3・時間内	1回につき30分以上 1時間未満	821	8555	856	1711	2567
訪問看護Ⅰ-4・時間内	1回につき1時間以上 1時間30分未満	1,125	11723	1173	2345	3517
初回加算	新規に訪問看護を提供した場合	300	3126	313	626	938
退院時共同指導加算	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	600	6252	626	1251	1876
特別管理加算Ⅰ (1ヶ月につき1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	500	5210	521	1042	1563
特別管理加算Ⅱ (1ヶ月につき1回)	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること	250	2605	261	521	782
緊急時訪問看護加算Ⅰ	1ヶ月につき1回算定	574	5981	599	1197	1795
複数名訪問看護加算Ⅰ (30分未満)	1回につき複数名の看護師等が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	254	2647	265	530	794
複数名訪問看護加算Ⅰ (30分以上)	1回につき複数名の看護師等が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	402	4189	419	838	1257
複数名訪問看護加算Ⅱ (30分未満)	1回につき看護師と看護補助者が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	201	2094	210	419	629
複数名訪問看護加算Ⅱ (30分以上)	1回につき看護師と看護補助者が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	317	3303	331	661	991
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	300	3126	313	626	938
ターミナルケア加算	死亡月につき1回算定	2,000	20840	2084	4168	6252

※(1)「緊急時訪問看護加算Ⅰ」「ターミナルケア加算」「夜・朝、深夜加算」は24時間連絡体制にある当事業所は適用となります。

【利用者利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切捨て)

〇〇円-(〇〇円×(0.9 0.8 0.7))(1円未満切り捨て)=△△円(利用者負担額)

※負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8、3割負担の場合:0.7

夜間・早朝	朝6時～朝8時、夜6時～夜10時のサービスには、基本単位数に25%加算
深夜	夜10時～朝6時のサービスには、基本単位数に50%加算

※准看護師による看護料金は、上記料金と多少異なります。詳しくはお問合せ下さい。

※「緊急時訪問看護加算Ⅰ」「特別管理加算Ⅰ・Ⅱ」「ターミナルケア加算」は区分支給限度基準額に含まれないサービスとなります。

保険適応外のサービス実施のご利用料 (税抜き)

1エンゼルケア 20,000円

2 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は公共交通機関を利用した場合はその実費を徴収する
自動車の場合は通常の実施地域を超えたところから片道1キロ当たり10円とする